



大学院担当処理欄	学位授与番号：甲 / 乙 第 号	
----------	------------------	--

(別紙：以下は申請者保管用のため提出不要)

## 博士論文の電子公開および全文複写（ダウンロード）について

法政大学図書館

2013年4月1日に改正学位規則が施行されました。これに伴い、より広くより多くの人に向けて博士論文が公開されることとなりました。省令に基づき学術機関リポジトリによる公開が原則となり、リポジトリを通じて国立国会図書館へ収集されます。リポジトリにより公開された論文全文の所在情報は、国立情報学研究所提供のポータルサイト（IRDB）、学術データベース CiNii 等により、波及的に広がっていくことが期待されます。

公開後は、「法政大学学術機関リポジトリ運用指針（ガイドライン）」（別紙）に則り運用されて参ります。著作権は著作権者に留保されたまま公開されます。当該論文が出版等で、さらに有効な成果の公開がなされる場合には著作権者の利益が損なわれないよう、公開停止などの手続きを取ることもできます。

学位取得後の論文公開にあたって、この許諾書を提出していただきますが、下記の注意事項ならびに留意事項についてご確認くださいませようお願いします。

### <注意事項>

- 注1 この許諾書は、博士論文をインターネット上に公開するために、著作権法の定める公衆送信権・複製権（ダウンロード権）について許可を与您していただくものです。
- 注2 法政大学図書館は、博士論文本文の PDF データに国立国会図書館へのハーベスティングや検索エンジン・学術ポータル等の論文検索で必用なメタデータの付与を行います。文中に学籍番号等が記載されている場合、そのまま公開されてしまいますので、ご注意ください。
- 注3 データの公開にあたり、法政大学学術情報リポジトリのホームページ上に、データの複製・印刷・ダウンロード等は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示いたします。
- 注4 学位論文に共著者がある場合、資料館等の許可を得た資料を用いて執筆されている場合はそれぞれから論文の公開について許諾を得ておいてください。
- 注5 博士論文を公表予定の場合は、出版社等へ連絡し公開の許諾を得てください。既に公開済の場合も同様に許諾を得るようにしてください。出版社から許諾が得られない場合は大学院事務担当に速やかに連絡を取ってください。
- 注7 記入スペースが足りない場合は、別紙にご記入ください。
- 注8 許諾書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。ただし、公開作業にあたり、業務の一部を外部へ委託する場合があります。

### <留意事項>

博士論文公開後に、特許・実用新案の申請、出版の予定が生じ、公開を取り下げる申請を希望する場合は、速やかに大学院事務担当までご連絡ください。

法政大学学術機関リポジトリに関する照会先：

102-8160 千代田区富士見 2-17-1 法政大学図書館事務部 市ヶ谷事務課 学術機関リポジトリ担当  
TEL: 03-3264-9512 / FAX: 03-3264-9687 / E-Mail: libi@hosei.ac.jp

## 法政大学学術機関リポジトリ運用指針（ガイドライン）

（目的）

1. 法政大学図書館（以下「図書館」という。）は、法政大学の教育・研究の発展に資するとともに、社会的貢献を果たすため、本学における教育・研究成果を収集し、法政大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に蓄積し、大学内外に無償で発信する。この運用を明確にするため、「法政大学学術機関リポジトリ運用指針」を定める。

（登録者）

2. リポジトリに教育・研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、下記のとおりとする。

- （1）本学に在職する専任教職員
- （2）本学に在籍する学生・大学院生
- （3）その他、図書館長が認めた者

（登録要件）

3. 登録要件は、下記のとおりとする。

- （1）教育・研究の成果であること。
- （2）本学において成果の主要な部分が作成されていること。
- （3）ネットワークを通じて配信できること。

（登録申請）

4. 登録者は、「登録申請・許諾書」を図書館長へ提出したのち、リポジトリ登録システムにより教育・研究成果の登録が行える。

（図書館の成果利用方法）

5. 図書館は、登録された教育・研究成果を下記の方法で利用するものとし、登録者はこのことを許諾する。

- （1）成果の複製とリポジトリを構築するサーバーへの格納
- （2）ネットワークを介した複製物の不特定多数への無償送信
- （3）保存および利用維持のための複製・媒体変換

（利用者への著作権法遵守の通知）

6. リポジトリの利用にあたり、著作権法が遵守されるべきことを、図書館は利用者へ通知する。

（登録者以外の著作権者との関係）

7. 登録者のみに著作権が帰属しないときは、下記のとおりとする。

- （1）著作権が登録者を含め複数の者に帰属するとき、登録者は図書館に対し、リポジトリ登録について、他の著作権者の許諾が得られていることを文書で通知する。
- （2）著作権が登録者以外の者・団体等に帰属しているとき、登録者は図書館に対し、リポジトリ登録について、著作権者の許諾が得られていることを文書で通知する。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を社会的に明らかにしている場合には、その必要はない。

（著作権の留保）

8. 教育・研究成果のリポジトリ登録後の著作権は、著作権者のもとの留保される。

（登録された成果の削除）

9. 図書館は、リポジトリに登録された教育・研究成果が、下記に該当するときには削除することができる。

- （1）登録者が削除の申請を行い、学術機関リポジトリ運営委員会が承認したとき。
- （2）公序良俗に反する内容、法に違反する内容、本学の名誉を著しく傷つける内容等の理由により、学術機関リポジトリ運営委員会が削除を決定したとき。

（規程の改廃）

10. この規程の改廃は、学術機関リポジトリ運営委員会の議を経て行われるものとする。

付則

この規程は、2006年10月1日から施行する。